

1. **議題案名**:

TICAD8で表明された日本・アフリカの投資・開発協力およびTICADと市民社会の関係について

2. **議題の背景**:

岸田文雄総理は、8月27-28日にチュニジアで開催された「第8回アフリカ開発会議」(TICAD8)の開会式において、日本からアフリカへの官民合わせて300億ドル「規模」の「資金投入」を行うとの誓約を行った。その内訳については、一部、総理演説や、会議で採択された「チュニス宣言」になされた以上の説明はない。今回のTICAD8は、参加者が共催団体(日本政府、アフリカ連合委員会、UNDP、UNOSAA、世界銀行)とアフリカ政府代表および経済界の代表、ならびに一部国会議員や有識者に限られ、市民社会や国際機関は参加できず、インターネット中継もごく限られた形でしかなされなかった。また、会議に向けたプロセスにおいても、「チュニス宣言」草案などへのアクセスやインプットの機会や、日本政府や共催者との対話などもこれまでと比較して極めて限られた形でしかなされなかった。そのため、日本・アフリカの市民社会は、アフリカ開発の重要なパートナーとしての性格を有し、また、アフリカの市民社会は、日本の「資金投入」や、投入された資金により実施される事業や企業の経済活動の影響を直接受ける可能性があるにもかかわらず、総理演説で示された「資金投入」や、チュニス宣言で示された各種の日本・アフリカの協力について、必要な情報にアクセスできていない状況にある。一方、アフリカ連合の加盟国のうち、これまでTICADプロセスへの参加に関して共催者間で対立があったサハラ・アラブ民主共和国については、同国のブラーヒーム・ガリー大統領および使節団がTICAD8に参加したことが確認されている。国連は西サハラ地域を、住民による主権が確立していない「非自治地域」と認定している。日本はこの地域で産出されるリン鉱石や領海・排他的経済水域で漁獲された水産資源を日本に輸入しているが、「非自治地域」からの資源輸入は、国際法違反に加え、サプライチェーンにおけるビジネスと人権の問題を構成するものと考えられる。

3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由)**:

(1) TICADへの市民社会の参画について

TICAD8は、「コロナ」が理由で、過去のTICADと異なり、日本・アフリカ、またそれ以外の地域の市民社会や国際機関が招待されず、また、TICADへの情報アクセスも限定されたものとなった。一方、TICAD8本会議には、「日本とアフリカの市民社会代表」と称する日本・アフリカの関係者が1名ずつ出席したが、この各1名については、これまでTICADに市民社会として参加し、政府とも対話をしてきた「TICAD NGO連絡グループ」(日本側)、「アフリカ市民協議会(Civic Commission for Africa)」(アフリカ側)をはじめ、日本・アフリカの市民社会は、その人選に一切関与することができなかった。これまでのTICADの慣行においても、また、近年の多国間で行われる国際会議や、国際機関の理事会等においても、「市民社会の代表」を、市民社会とのコンサルテーションを経ずにトップダウンで選出することは不適切とされている。また、SDGsゴール16でも、各ステークホルダーの「対応的・包摂的・参加型および代表的な意思決定の確保」(ターゲット16.7)が必要とされているところ、今回の「市民

社会の代表」の選出の仕方は不適切と言わざるを得ない。結果として、アフリカ開発の当事者であるアフリカの市民社会も、また、日本の開発協力の対等なパートナーと位置付けられる日本の市民社会も、TICAD8で約束された日本のアフリカへの開発協力に関する情報にアクセスできず、また、意見を表明することもできなかった。なぜ、「日本・アフリカの市民社会代表」がこのような形で選出されたのかについて、その経緯を公開すること、および、今後のTICADプロセスにおいても、このようなことが繰り返される可能性があるかについて、確認する必要がある。なお、「チュニス宣言」には、TICAD8に市民社会が参加したとの記述はないが、外務省の「成果概要」プレゼンテーションには「市民社会が参加」と記述されている。本会議について、いかなる意味で「市民社会が参加」したと言えるのか、説明が必要である。

(2) 300億ドル「規模」の「資金投入」について

当該300億ドルについては、総理の演説及び「チュニス宣言」で限定的な説明がなされているだけであり、日本によるアフリカ開発への支援や投資の計画が十分な透明性・公開性を持って示されているとはいえない。少なくとも、以下のことが明確にされる必要がある。

- ・ 当該「300億ドル」の内訳は一定、パワーポイントで作成した資料などで明らかになっているが、これらを合計しても「300億ドル」に到達しない。また、日本のアフリカへの直接投資は40-50億ドルで低下しており、これを見る限り300億ドルに到達しない。
- ・ この不足分を埋めるために、政府がどのような政策、方針、計画を持っているのかが明らかにされていない。
- ・ 日本企業のアフリカへの投資については、現地の社会や経済に悪影響を与えかねないものが含まれている。例えば、モザンビーク北部において日本の官民が行った投資によってなされてきた石炭や天然ガス等の資源開発が現地の人々の生活や社会・環境を破壊しているとの報告が、現地および日本のNGO等によってなされている。さらに、この地域においては、これらの資源開発投資などに影響される形で、いわゆる「イスラーム国」系とされる武装勢力等による反乱が生じ、80万人が国内避難民となっている。日本企業は2021年、これらの事業から撤退することとなった。また、現在、フランスと中国の資本が共同で進めている「東アフリカ原油パイプライン」事業は、全長1443キロにおよぶ、パイプラインが通る地域の住民の強制移住や環境破壊を伴い、さらに、脱炭素の方向に逆行する事業ということで、多くの金融機関が撤退を決めているが、日本の一部金融資本は投資を続ける方向と報じられている。このように、日本企業のアフリカ向け投資には、環境破壊や人権の点で大きな問題のある案件が含まれており、今後とも含まれると考えられるが、これらについて、どのように人権デューディリジェンスを守らせるのかについて、日本政府の方針は明らかにされていない。
- ・ TICAD8には、サハラ・アラブ民主共和国(RASD)のブラーヒム・ガリー大統領およびその代表団が、アフリカ連合加盟国の一つとして参加した。このことは写真等でも確認されているほか、開催国であるチュニジアのサイード大統領および共催団体であるアフリカ連合委員会も、この事実を確認している。西サハラ地域は、その大半がモロッコ王国による占領の下にあり、一部がRASDにより統治される状況となっており、国連は同地域を「非自治地域」(Non Self-Governing Territories: 当該地域の住民が、自身による完全な統治手段をまだ確保できていない地域)とし

て認識しており、同地域の主権は同地域の人民による住民投票によって決めることを旨とする停戦協定が1991年に発効している。日本は公式には国連のプロセスを支持する立場にある。一方、当該地域や同地域の排他的経済水域から、鉱産資源・水産資源が日本に輸出されている実態がある。国連が、地域の住民の主権が確立していない「非自治地域」と認定しており、実際に他国の占領下におかれている地域から資源を輸入することは、国際法上の問題にくわえ、人権の面でも問題があると考えます。また、日本からモロッコ王国へは多くのODAが供与されている。同国は、当該非自治地域の大部分を実効支配しているが、日本政府が、モロッコ王国政府に対して、例えば政策借款で日本が供与するODA資金を同地域に投入することについて、どんな取り決めをモロッコ政府との間で行っているかについては定かではない。

- ・ 岸田総理は開会演説で「グリーン成長の促進」のために「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」を立ち上げ、官民合わせて40億ドルの投資を行うとしている。一方、「チュニス宣言」では、各種の国際開発金融機関や基金などとの連携を含めた、日本の「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」の「推進を呼びかける」となっており、その意味するところが不明確になっている。この40億ドルの構成はどうなっているのか、2国間・多国間ODAがどの程度含まれるのかなども不明であり、また、実際にアフリカにおける脱炭素および気候変動の緩和策・適応策においてどの程度の効果を持たせるのかについても不明である。一方、上記に触れた「東アフリカ原油パイプライン」にみられるように、日本の民間企業が石油・石炭資源開発など脱炭素の動きに逆行する投資を行うのをどのように規制するのかについても明確でない。
- ・ 岸田総理は、今後3年間で幅広い分野で合計「30万人」の人材を「育成」と述べている。この数字に鑑みると、アフリカ連合加盟国55カ国について、各国平均5500人程度の人材を「育成」することになる。この内訳についても、パワーポイント資料である程度明らかにはなっているものの、そこには重複が多く含まれており、数字の見積もりがどのように算出されているのかについても定かではない。また、これまでのアフリカにおける日本の「人材育成」の実績との差をどのように埋めるのかが明らかとなっていない。「育成」の定義についても明らかにされておらず、この「人材育成」の財源についても、ODAがどの程度使われるのか、また、民間資金をどう使うのかについても明らかになっていない。

4. 外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば):

(1) TICAD8への市民社会の参画について

TICAD8への日本・アフリカの「市民社会代表」の参加について、その選出の経緯を明らかにしてください。また、外務省の「成果概要」において「市民社会が参加した」と記述されていますが、どのような意味で「市民社会」が参加したのかについて説明してください。

(2) 岸田総理が発表した「官民合わせて300億ドル規模の資金投入」との約束について

(ア) 300億ドルの資金の内訳を明らかにしてください。

(イ) このうち、民間から200億ドルの資金投入という目標をどのように達成するのかについて、計画などを明らかにしてください。

- (ウ)「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」の具体的な内容を教えてください。また、同イニシアティブへの40億ドルの「資金投入」のうち、官・民の割合をそれぞれどの程度にしていくなのか、どのように「40億ドル」を達成する予定なのかを教えてください。
- (エ) アフリカ全体で30万人の「人材育成」について、「育成」の定義を教えてください。また、この「育成」の計画があれば、それを明らかにしてください。
- (オ) サハラ・アラブ民主共和国のブラーヒーム・ガーリー大統領および代表団のTICAD8参加について、その経緯と、日本政府の見解を教えてください。特に、日本政府はアフリカ連合委員会のファキ委員長がガーリー大統領に対して送付した招待状(8月18日)に対して、8月19日に、岸田総理とサイード・チュニジア大統領の署名が入った招待状のみがTICAD8の招待状であるという趣旨の口上書を送付しているようですが、日本政府の口上書はどのような根拠に基づいたものなのでしょうか。また、アフリカ連合が主催・共催するパートナーシップにおけるすべての会合等にアフリカ連合の加盟国は差別なく参加することができるとするアフリカ連合の原則(アフリカ連合執行評議会第27回通常セッション決定 Doc.Ex.CL/895(XXVII)v)について、TICADで、この原則を尊重する予定はありますか。(アフリカ連合・欧州連合サミットはこの原則を尊重しており、アフリカ諸国政府の招待については、アフリカ連合が責任を持つことになっています)

5. **議題の論点(定期協議会場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):**

(1) 市民社会の参画について

- (ア) 今後のTICADプロセスにおいては、日本およびアフリカの市民社会の参画について、どのような方針を持っていますか。また、「市民社会の代表」について、市民社会とのコンサルテーションを経ずにトップダウンで行うという、今回とられた方法について、日本政府としての見解を教えてください。また、今後もこのような方法をとることを考えているのかどうかについて、現在の日本政府の立場をお聞かせください。
- (イ) 「日本の市民社会の代表」として参加した笹川陽平・日本財団会長は、食料安全保障の課題についてスピーチをする、との触れ込みでしたが、実際に食料安全保障について、どの程度の言及をし、それが当日の会議においてどの程度の意義のあるものとなったのかについて、外務省としての見解をお聞かせください。

(2) 岸田総理が発表した「官民合わせて300億ドル規模の資金投入」との約束について

- (ア) 「300億ドルの資金投入」および「30万人の人材育成」について、その内訳、および金額や人数の算出の方法を、より体系的で重複のない形で示してください。
- (イ) 日本の民間投資について、「ビジネスと人権」やサプライチェーン上の責任、人権デューデリジェンスの確保について、どのような方針をお持ちですか。また、「脱炭素」に逆行する投資は行うべきでなく、実際に行われた場合には、その金額は投資額にカウントするべきでないと考えますが、日本政府の見解を伺います。
- (ウ) 今回のTICAD8において、サハラ・アラブ民主共和国の代表団が参加したことについて、日本政府としてはどのように評価していますか。また、AU-EUサミットにおいては、アフリカ側の参加国についてはアフリカ連合が責任を持つことになっていますが、TICADについては、

アフリカからの参加国の招へい等について、アフリカ連合委員会に委ねる予定はありますか。

(エ) 西サハラ地域からの水産資源・鉱産資源の日本への輸入については、当該地域の住民による主権が確立していないと国連も認定している「非自治地域」からの輸入となっています。これについて、西サハラ住民やそれを代表すると国連が認定している団体等の許諾なく、当該地域を実効支配するモロッコ王国の企業を経由して行っていること^(注1)、については、国際法違反と考えられると思います。また、西サハラの排他的経済水域における日本の漁船の操業も、国際法および日本の原産地表示の規則(関税法第71条や、食品表示法第四条第一項に基づく食品表示基準など)からみて違法となるものと認識しています。日本政府としての見解を伺います。

(オ) 日本政府は、西サハラ地域の大部分を実効支配しているモロッコ王国政府に対して各種のODAを供与しています。例えば、無償資金協力では多くの資機材が供与されています。また、有償資金協力で教育の事業なども行われ、コロナ対策においても、同様に有償で多額の資金が供与されています。国連の認定する「非自治地域」であり、モロッコ領とは認められていない西サハラ領内に、これらの資機材が配備・運用されたり、政策借款の資金が投入されたりする可能性について、日本政府はどのような見解をお持ちですか。また、西サハラでの運用に関して、モロッコ王国政府と何らかの取決めを行っていますか。

(3) TICADの将来像について

(ア) TICAD8は、コロナを理由に、国際機関や市民社会が招待されない形で行われ、結果として小規模化しましたが、誓約自体は円ベースでみれば今までよりも大きな規模となりました。次回のTICAD9(2025年に日本で開催予定)について、外務省としてはどのようなビジョンをお持ちでしょうか。旧来のTICADに戻す考えか、小規模化・適正化等を図るのかについて教えてください。特に市民社会の参加について展望を教えてください。

(イ) TICADの将来を考えるうえで、今後、なんらかの審議会や有識者懇談会等を立ち上げるなり、TICADの共催者の仕組みの中で議論するなりして、関係ステークホルダーの意見を吸い上げ、決定していくなど、公式のプロセスをとる予定はありますか。

➤ 氏名: 稲場雅紀、津山直子、廣内かおり

➤ 役職: 共同代表、副代表、事務局長

(注1) たとえば、2020年、2021年に西サハラの最大都市エル＝アイウンを出港し北九州市の門司港に到着した船舶により、相当量のリン鉱石が輸入されたことが、「Western Sahara Resource Watch」の報告書「P for Plunder」2020/2021年版と同報告書2022年版に記載されています。このリン鉱石は、モロッコ国営リン鉱石公社(OCP)が西サハラ領内のリン鉱石鉱山にて採掘されたものと考えられます。

Western Sahara Resource Watch」の報告書「P for Plunder」2021年版

https://vest-sahara.s3.amazonaws.com/wsrw/feature-images/File/157/6081d8e0f3bcb_Pforplunder2021_Web.pdf

「Western Sahara Resource Watch」の報告書「P for Plunder」2022年版

https://vest-sahara.s3.amazonaws.com/wsrw/feature-images/File/627/624afe4c2138a_PforPlunder2022_web.pdf

(2022年11月15日動作確認)

➤ 所属団体: アフリカ日本協議会

以上